

令和元年度 定期監査結果報告

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 令和元年度における春日那珂川水道企業団の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び業務の運営について（全課、共通の事項と各課個別の事項に対して実施した。）
- 3 監査の期間 実施日は次のとおりである。

対象課	監査実施日
総務課	令和元年 9月27日
料金課	令和元年 9月27日
施設課	令和元年10月28日
浄水課	令和元年10月28日
建設課	令和元年11月28日
水源対策課	令和元年11月28日
全課	令和元年12月12日

- 4 監査の方法 事前に水道業務の概要及び予算執行状況等関係資料の提出を求め、書類、帳簿の照合確認並びに関係職員の説明を聴取し、その内容が関係法令、条例及び規則等に準拠し適正に処理され、また、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿ってなされているか否かに重点をおいて実施した。

第2 監査の結果

前年度の監査結果における指摘事項等については、どのように措置、改善されているかの確認を行った。その結果、改善措置は取られていたが、一部継続中のものについては、今後も引き続き検討し、結果報告を求めることとした。

今年度の定期監査においては、恒久水源確保に関するものや本来の業務に対するものとして、指導事項3項目及び意見は13件である。

1) 平成30年度の措置状況について

対象課	指摘事項		指導事項		意見	合計
	うち措置 済事項	(0件)	うち措置 済事項	(0件)		
総務課	1件	(0件)	0件	(0件)	3件	4件
料金課	0件	(0件)	1件	(1件)	3件	4件
施設課	0件	(0件)	0件	(0件)	2件	2件
建設課	0件	(0件)	0件	(0件)	3件	3件
浄水課	0件	(0件)	0件	(0件)	4件	4件
水源対策課	0件	(0件)	2件	(2件)	1件	3件
計	1件	(0件)	3件	(3件)	16件	20件

2) 監査結果に係る指摘事項等の取扱いについて

指摘事項	適正を欠く事項で改善する必要があると認められるもの。指摘を受けたものについては、3か月以内に改善策を検討し、改善結果を報告すること。
指導事項	事務処理上改善する必要があると認められるもの。指導を受けたものについては、速やかに改善策を検討し、次年度内に、改善結果を報告すること。
意見	特に意見をする必要があると認められるもの。

1 監査の着眼点

監査の着眼点は、「令和元年度定期監査実施計画」及び「令和元年度各課の重点課題」で別に定めているが、今回特に重視した点は次のとおりである。

〈各課共通事項〉

- ・職員の健康管理について
- ・職員（幹部職員）の健康管理について（局長へ追加質問）

〈各課個別事項〉

【総務課】

- (1)人材育成と研修について

(2)財政計画について

(3)メンタル及び健康診断後の結果を受けての対応について（追加質問）

(4)研修会や報告会の実施について（追加質問）

【料金課】

(1)工事用水前受金について

(2)クレーム対応について

(3)情報共有について（追加質問）

(4)大量漏水の対策について（追加質問）

【施設課】

(1)給水装置工事について

(2)施設整備について

(3)指定給水装置工事事業者の管理について（追加質問）

【浄水課】

(1)恒久水源確保に向けた工事の進捗について

(2)職場の安全管理について

(3)五ヶ山ダムについて

(4)恒久水源の確保に係る施設整備等について（追加質問）

(5)恒久水源確保に伴う新たな水源の管理について（追加質問）

【建設課】

(1)恒久水源の確保に向けた工事の進捗について

(2)工事現場の安全管理について

(3)恒久水源確保に係る施設整備等について（追加質問）

【水源対策課】

(1)恒久水源の確保に向けた工事の進捗について

(2)水源開発について

(3)河川管理システムについて（追加質問）

2 令和元年度の指導及び所見については、以下のとおりである。

対象課	指摘事項		指導事項		意見	合計
		うち措置 済事項		うち措置 済事項		
総務課	0件	(0件)	1件	(0件)	4件	5件
料金課	0件	(0件)	2件	(0件)	3件	5件
浄水課	0件	(0件)	0件	(0件)	2件	2件
施設課	0件	(0件)	0件	(0件)	4件	4件
建設課	0件	(0件)	0件	(0件)	2件	2件
水源対策課	0件	(0件)	0件	(0件)	3件	3件
計	0件	(0件)	3件	(0件)	18件	21件

【指導事項 3項目 対象課述べ件数 3件】

指 導 事 項	対象課
・施設課と料金課の間で、工事調書の行き違い等による精算漏れの発生を極力減らすために導入した「給水装置工事申込台帳」の成果の有無について、今後も継続して調査のうえ、報告を行っていただきたい。	料金課
・大口使用者の多量漏水の対応について、恒久水源確保後においても水源が豊富になるわけではなく、また、料金の減免に伴う企業団の費用負担等を考えれば、多量漏水を未然に防ぐ、あるいは最小限に抑える何らかの対策は必要だと思うため、他の事業体での多量漏水対策として良い事例があれば参考にしながら検討していただきたい。	
・健康診断及びストレス診断後の取扱いについて、個人情報との関係で各課長への情報提供が難しいという背景はあるが、職員の健康管理の観点から、支障が出ない範囲で各課長への情報提供の可能性について、安全衛生健康管理委員会及び総務課で検討することはできないか提案する。	総務課

【意見 13項目 対象課述べ件数18件】

意 見	対象課
<p>・恒久水源の確保が最終年度を迎え、複数の工事が3月末に向け追い込みの状況にあり、職員も連日、気が抜けない状態が続いていると思われるため、各課長は、今まで以上に部下職員の健康状態の把握に努めていただきたい。</p>	全課
<p>・健全な幹部職員の育成が部下職員の指導、育成にも良い影響を与えられると思われるため、厳しい中にもお互いに活達なコミュニケーションがなされ、共に支えあえるような職場環境作りに努めていただきたい。</p>	総務課
<p>・研修について、形式的な研修とならないよう、必要に応じて研修内容に合わせた規模の報告会を行うなど、身につく研修会となるような仕組みづくりを検討していただきたい。</p>	
<p>・財政計画について、恒久水源の確保に伴う補償工事などで一部費用が確定していないなどの問題はあるが、今後は確定できなかった費用等を把握し、次回の計画に反映してもらい、より正確な財政計画の策定に努めていただきたい。</p>	
<p>・クレーム対応について、統一したスピーディーな対応ができるように「お客様対応マニュアル」の内容把握と充実を図りながら、課内での共通認識を高め、対応にあたっていただきたい。</p>	料金課
<p>・情報共有について、今回、過料を科したトラブル案件が発生したが、今後、事件の経緯等で施設課と料金課とで認識の相違が発生しないよう、文書による報告、連絡等を関係課も含め、再度検証し、対応していただきたい。</p>	
<p>・五ヶ山ダムについて、試験耐水の進捗が天候次第というところがあり、来年度も試験湛水が継続された場合、確保すべき水源の一部に不足が生じる可能性もあるため、その対策について検討していただきたい。</p>	浄水課

<p>・管路整備について、建設課とも十分な協議を行い、より安全性の高い管路の構築を進めていただきたい。</p>	<p>施設課</p>
<p>・指定給水装置工事事業者の管理について、規制緩和で増大する指定業者を把握し、管理、監督することは大変であるが、不正工事が行われないう定期的な講習会等において、不正行為の重大性や罰則についての説明等を行い、良好な工事が実現できるよう十分な啓発を行っていただきたい。</p>	
<p>・来年度から復活する公道漏水調査では、漏水の早期発見や軽減が大いに期待できると思われるため、計画通りに実施していただきたい。</p>	
<p>・恒久水源の確保に向けた工事の進捗状況について、今後も関係課や請負業者と十分な協議を行い、また企業団内部でも情報共有を図り、3月末までに確実に取水可能となるよう工事を進めていただきたい。</p>	<p>建設課</p>
<p>・水源開発について、確保した恒久水源のなかで貯留施設がない普通河川は、降雨の影響を直に受けるなど、水源としては不安定な要素もあると思われるため、安全・安心な水の供給のため、河川管理システムの適切な運用も含め、今後もあらゆる方法を検討しながら水源の安定化に向けた取組みを進めてもらいたい。</p>	<p>水源対策課</p>
<p>・河川管理システムについて、西畑川・猿山川・井尻川からの日々の取水可能量を決定するという重要なシステムであるため、不具合等が発生しないよう問題点の洗い出しや機器の設置環境整備を十分検証したうえで本稼働が行われるよう、システムの最終権限者となる浄水課とも十分に協議を進めていただきたい。</p>	